

令和6年度(2024年度)
第1回「こどもまんなか熊本」推進本部会議

日時:令和6年(2024年)5月29日(水)
9:10~9:50

場所:知事応接室

次 第

1 開会

2 挨拶

3 議題

- これまでの取組み
- 今後の進め方(案)

4 意見交換

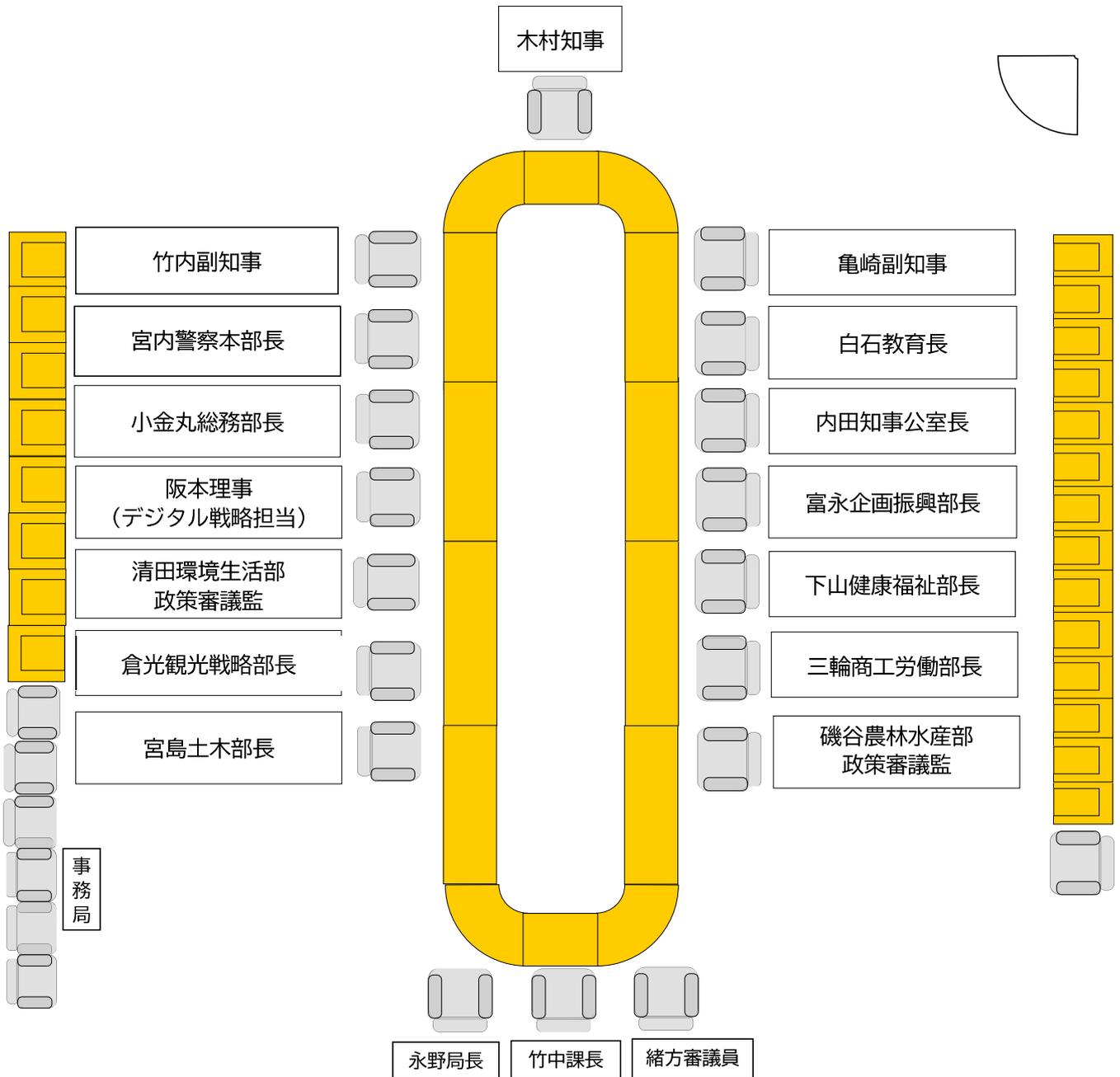
5 閉会

資料

1. 「こどもまんなか熊本」推進本部設置要項
2. これまでの取組み
3. 今後の進め方(案)
4. (参考資料)国の動きに関する補足資料

令和6年度第1回「こどもまんなか熊本」推進本部会議 配席図

日 時：令和6年5月29日（水）9：10～9：50
場 所：知事応接室



「こどもまんなか熊本」推進本部設置要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、「こどもまんなか熊本」の実現に係る施策（新規・拡充を含む）の推進、計画の策定、情報共有及び関係部局の連携等のために設置する「こどもまんなか熊本」推進本部（以下「推進本部」という。）の運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 「こどもまんなか熊本」に係る施策（新規・拡充を含む）の推進に関すること。
- (2) 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関すること。
- (3) 「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関すること。
- (4) その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関すること。

(推進本部)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職員をもって構成する。
- 4 副本部長は、本部員のうちから副知事をもって充て、本部長に事故があった場合は、副本部長が本部長の職務を代理する。
- 5 推進本部会議は、本部長が招集し、その進行は健康福祉部長が行う。
- 6 本部長は、必要と認めた場合、推進本部会議への関係者の出席又は関係資料の提出を求めることができる。
- 7 推進本部会議は、原則として公開とする。ただし、本部長が公開を不相当と認めるときは、非公開とする。

(幹事会)

第4条 推進本部の事務を補助させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事は、子ども未来課長を、幹事は別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。

5 代表幹事は、必要と認めた場合、幹事会への関係者の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

6 幹事会は、原則として非公開とする。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局を、子ども未来課に置く。

(雑 則)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年(2024年)5月20日から施行する。

別表1

本部長	知事
本部員	副知事(副本部長) 知事公室長 総務部長 企画振興部長 理事(デジタル戦略担当) 健康福祉部長 環境生活部長 商工労働部長 観光戦略部長 農林水産部長 土木部長 教育長 警察本部長

別表2

代表幹事	子ども未来課長	
幹事	知事公室	秘書グループ課長
	総務部	人事課長 私学振興課長 市町村課長

	企画振興部	企画課長 地域振興課長 交通政策課長 デジタル戦略推進課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長 子ども家庭福祉課長 障がい者支援課長 医療政策課長 健康づくり推進課長
	環境生活部	環境政策課長 くらしの安全推進課長 男女参画・協働推進課長 人権同和政策課長
	商工労働部	商工政策課長 労働雇用創生課長
	観光戦略部	観光国際政策課長
	農林水産部	農林水産政策課長
	土木部	監理課長 道路保全課長 住宅課長
	教育委員会事務局	教育政策課長 高校教育課長 特別支援教育課長 義務教育課長 社会教育課長
	県警本部	総務課長

これまでの取組み

令和6年(2024年)5月29日
健康福祉部



国と県のこれまでの動き

1 国（こども家庭庁）

R5.4月1日	こども家庭庁設置、「こども基本法」施行
R5.6月13日	「こども未来戦略方針」 閣議決定
R5.12月22日	「こども大綱」、「こども未来戦略」等 閣議決定
R6.5月16日	こども家庭庁こども家庭審議会が「こどもまんなか実行計画2024」の策定に向けて意見取りまとめ。

2 熊本県（子ども未来課）

R5.5月19日	知事定例記者会見における発表 ▶ 蒲島前知事、くまモンによる「こどもまんなか応援サポーター」就任宣言等
R5.5月23日	市町村長、経済団体の長、県庁内幹部職員等を対象としたキックオフトップセミナーを開催
R5.5月26日	「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム、こどもまんなか応援団 設立
R5.6月7日	第1回「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム会議 開催 ※蒲島前知事も参加
R5.6月5日～ R5.7月7日	県民アンケート調査を実施し、約1万2千件の回答あり
R5.9月11日	第2回「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム会議 開催
R5.11月28日	県民アンケート結果について、知事定例記者会見で公表
R6.1月14日～ 2月4日	「教えて！聞かせて！「熊本の暮らし 理想の未来」グループインタビュー開催 ※1月28日の第2回には蒲島前知事も参加
R6.2月28日	令和5年度第1回熊本県子ども・子育て会議 開催
R6.3月15日	第3回「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム会議 開催
R6.5月10日	知事定例記者会見における発表 ▶ 知事による「こどもまんなか応援サポーター」就任宣言 ▶ 「こどもまんなか熊本」推進本部立ち上げやこどもまんなか熊本ロゴマークを公表

知事定例記者会見での発表概要（R5.5月19日）

令和4年の全国の出生数は、統計開始以来初の80万人割れとなりました。

熊本県においても、令和3年の出生数は、20年前から約25パーセント減少しています。

少子化対策は喫緊の課題であります。あらゆる立場の方々が、こどもや若者・子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を考えながら様々な取り組みを実施する「こどもまんなか熊本」の実現が必要です。

（略）

先日、こども家庭庁で新たに「こどもまんなか応援サポーター」制度が創設されました。

私はこの趣旨に賛同し、本日ここに、応援サポーターとなることを宣言いたします。

県では、社会の希望であり、宝であるこどもたちが健やかに育つ「こどもまんなか熊本」の実現を目指し、様々な取り組みを進めて参ります。

具体的には、先程ご紹介した「キックオフトップセミナー」や「県民アンケート」の実施に加え、庁内の若手職員の意見を取り入れた「庁内プロジェクトチーム」の設立など、県庁内の縦割りを打破した推進体制を構築します。

（略）

「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、企業や県民の皆様とともに、「オール熊本」での取り組む必要があります。

今後も検討状況や取り組みの実施状況などを広く発信して参ります。



こどもまんなか応援サポーター就任宣言の様子

「こどもまんなか熊本」キックオフトップセミナーについて

1 開催趣旨等

- 「こどもまんなか熊本」を全庁的に進めていくにあたり、庁内各部署に「こどもまんなか熊本」の趣旨を理解してもらうことが重要。
- また、全庁的な動きとするためには、住民に直接サービスを行う市町村との連携や、議会・民間企業等の御理解・御協力も必要不可欠。
- そのため、以下のメンバーを対象にキックオフトップセミナーを開催。

<参加者> 県関係者（知事、副知事、教育長、全部局幹部職員（部長、局長等）、県議会、県職員）
市町村：首長、教育長、市町村議会、市町村職員
企業：役員等（商工会議所や商工会連合会、経済同友会等）

会場出席及びオンライン出席 約300名

2 開催方法

- 集合形式+オンライン形式 ※アーカイブ配信中

3 開催時期

- 令和5年5月23日（火）9時50分～11時30分

4 開催場所

- ホテル熊本テルサ テルサホール

5 開催内容

(1) 主催者挨拶（蒲島前知事）

(2) 基調講演

- 登壇者：こども家庭庁 小宮 義之 長官官房長
- テーマ：こどもまんなかを進めるにあたって地方自治体・企業等に期待すること

(3) 事例紹介

- 登壇者：岡山県奈義町 奥 正親 町長
- テーマ：「岡山県奈義町少子化対策～町全体での子育て～」



令和5年度のこどもまんなか熊本プロジェクトチームについて

- 全庁的に連携して「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組みを推進するため、関係課長等をメンバーとする「こどもまんなかプロジェクトチーム」を令和5年5月に設立。
- これまで3回のプロジェクトチームを開催し、「こどもまんなか熊本県民アンケート」を通じた課題・ニーズ等の共有や、「こどもまんなか熊本」に資する施策の洗い出し等を実施。
- これまでに出た意見は、今後の計画策定や施策の検討に活用予定。

開催実績

日程		開催実績	主な意見
R5年	5月26日	プロジェクトチーム設立	—
	6月7日	第1回プロジェクトチーム会議	—
		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「こどもまんなか熊本」の概要説明 ➢ 「こどもまんなか熊本」施策の照会 	
9月11日	第2回プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「こどもまんなか熊本」施策の共有（応援団の意見含む） ➢ 県民アンケート結果の報告（速報版） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民アンケート結果やPTでの意見は、今後の施策推進に活用できるようにしたい。 ・ 総合戦略との関係も整理されたい。 ・ 子ども医療費の助成など、直接は市町村だが県としても国に要望して進めるような施策も議論したい。 ・ 応援団から県庁内の職場環境改善に係る意見が多く出ている（次頁参照）が、業務の見直しについても皆で努力していきたい。
	第3回プロジェクトチーム会議		
R6年	3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「こどもまんなか熊本」施策の共有 ➢ こども計画の策定スケジュール共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい知事のもとでの施策の打ち出し方を整理できるとよい。 ・ グループインタビューの意見は大変参考になった。今後の施策にどう活かすのか整理されたい。

令和5年度の「こどもまんなか応援団」について

- 令和5年度は、20歳～30歳代（56名）で、子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べる方が「こどもまんなか応援団」として参画した。
- 令和5年度は、応援団から主に以下の意見があり、今後の計画策定や施策の検討に活用予定。

1 県庁内部の職場環境の改善等に係る提案

- 県庁内に保育所を開設するとともに、地下診療所と連携した病児保育の実施により、職員向けの保育の受け皿を整備。
- 現行よりも柔軟な勤務シフトの選択や、家庭や業務の状況からやむを得ない場合にT E L E Tによる自宅等での時間外勤務を可能とする。
- こどもと関わる時間等の確保のため、週に一日程度在宅勤務を行うことを可能とする。
- 育休取得の負担を軽減するため、遊撃部隊として派遣できる人材（正職員でも可）を一定数確保。
- 現在、子の3歳の誕生日の前日までとなっている育児時間休暇を、小学校就学前までに拡大。
- 「ハッピーシェアウィークス」（県職員の男性育休）について、最低14日以上取得することとなっているが、将来的には、最低1か月など期間を延ばしていくことも検討するべき。（同様の意見多数あり）

2 各課が登録した「こどもまんなか熊本」施策への意見

- 3歳未満の保育料は、第1子から無償化すべき。本来は国が財政措置すべきことと思うが、少子化を食い止めるためには、国の動向を待たず、そこまで大胆に取り組むべきではないかと思う。（同様の意見多数あり）
- 病児・病後児保育の制度は充実しているものの、事業者が少なく利用するのが困難であるため、受け入れ事業者の拡充が必要。（同様の意見多数あり）
- 受診と関係なく妊孕性温存に関する悩みを持つ県民が無料で相談できる場所があると良い。
- TSMC工場が県内に進出することから、県内の小中学生に対して、早いうちから半導体分野を職業選択の1つとして認識してもらえれば熊本県での就職を希望する若者が増加し、結果として就職に伴う人口流出を防ぐことに繋がるのが期待される。
- 歩道を通る自転車が通学中の児童の安全を脅かす場合があるため、自転車専用道路の拡充を行ってはどうか。
- 熊本に転入した際に歩道が少なく子どもを連れての外出に苦労した経験があるので、子どもや子育て世帯等に安心安全な歩道整備を進めて頂きたい。
- 通学路見守りカメラの設置を順次県下全域に拡大することによって、子供や若者・子育て世代が安全で安心して暮らせる環境の向上に寄与し、安全の観点からの地域差の縮小を図ることができる。
- 企業の意識改革のために、県庁の幹部職員から熱のこもったこども・子育てに係るプレゼンをしてもらう。
- 各課が実施している「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組を一つのサイトで確認できるようにする。

県民アンケートの概要について

1 趣旨

- 令和4年の出生数は前年比5.1%減の79万9728人で、統計開始以来、初の80万人割れとなった（厚生労働省 人口動態統計）。
- 熊本県においても少子化傾向に歯止めがかからない状況が続く中、今後さまざまな施策を講じていく必要性が高まっている。
- そこでまず、広く県民の子育て孫育て環境や意識の実態を把握し、各世代、未婚・既婚者、地域毎の実情にあった効果的な政策を立案するための基礎データとなる意識アンケート調査を実施。

2 対象者

- 学生（中学生以上）
 - 社会人
- ※ サンプル数：8,000サンプル以上
※ 圏域（県北、県南、県央、天草、阿蘇）の人口比率に応じたサンプル数とする

3 実施方法

- Webアンケート調査

4 調査期間

- 令和5年6月5日（月）～7月7日（金）

5 回答数

- **12,408サンプル** 内訳【社会人】8,556サンプル、【学生・生徒】3,852サンプル

6 集計結果

- 7、8頁のとおり（抜粋版）

【回答期限 延長】
令和5年
7月7日(金)
まで

アンケートへのご協力をお願い

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた
こども・子育てに関する県民アンケート調査
に御協力をお願いいたします！



この度、熊本県子ども未来課では、熊本県の少子化対策の一環として、「こどもまんなか熊本」(※)の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート調査を実施します。
皆様のご回答を、今後のより良い結婚・子育て環境づくりに役立てます。
ぜひとも皆様の声をお聞かせください。

※「こどもまんなか熊本」とは、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者・子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する社会

【回答方法等】

①対象者
熊本県内在住の若者、子育て世代
(※学生・生徒、未婚の方、既婚の方、子育て中の方、子どもをお持ちでない方も対象となります)

②回答方法
下記URLもしくはQRコードからご回答ください。
(1)回答URL
<https://zfrmz.jp/hHKj96RenFDSWG64jRyt>
(2)回答QRコード
(社会人用) (学生・生徒用)



スマホから簡単に回答できます!!

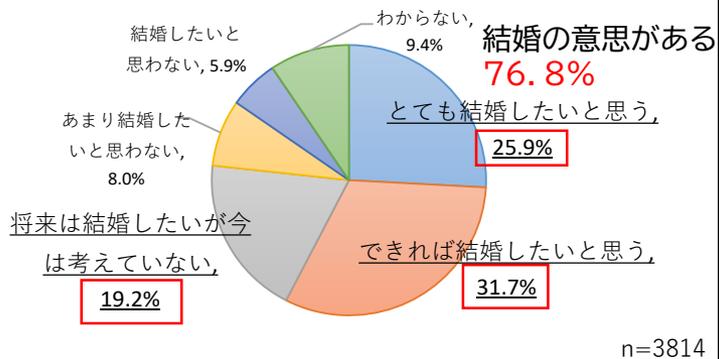
③回答期限 **令和5年7月7日(金)まで**

※5分～10分程度で終わります
※氏名や住所など個人が特定される内容はありせん

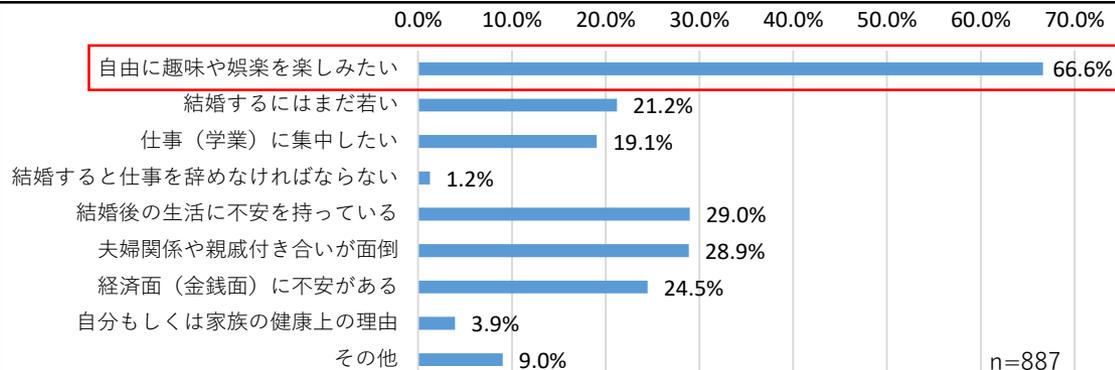
<問い合わせ先> 熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
子ども未来課 子育て支援企画班 直通:096-333-2225

1 結婚観

Qあなたは将来、結婚したいと思いますか。



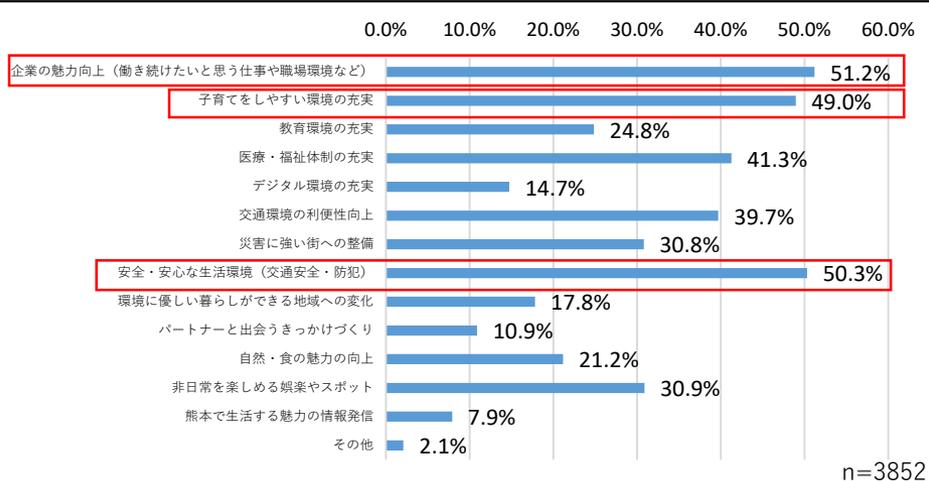
Q結婚したくない理由



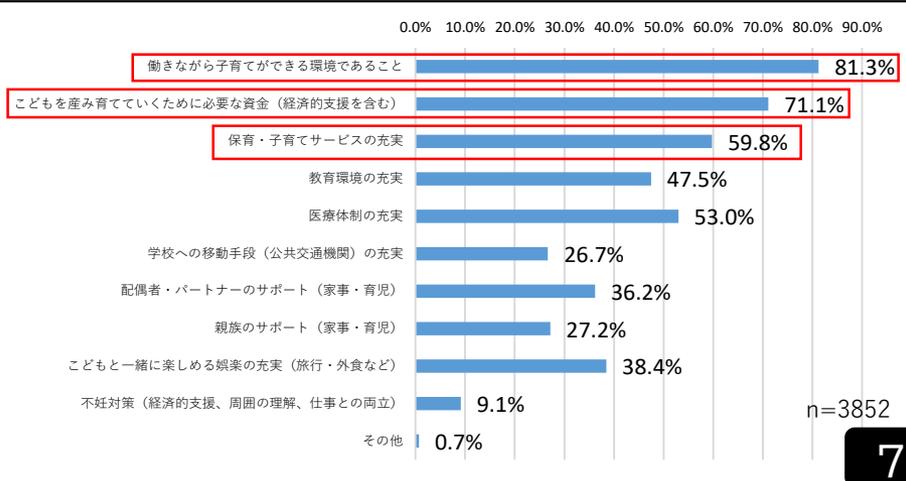
2 子育て観

- もし熊本で社会人として生活していくとしたら、という仮定で「充実させてほしいもの」を尋ねたところ、「企業の魅力の向上(働き続けたいと思う仕事や職場環境など)」が51.2%と最も多く、次いで「安全・安心な生活環境(交通安全・防犯)」が50.3%、「子育てしやすい環境の充実」で49.0%であった。
- 子育て支援で必要なものを尋ねたところ「働きながら子育てができる環境であること」が81.3%で最も多く、次いで「子どもを産み育てていくために必要な資金(経済的支援を含む)」が71.1%、「保育・子育てサービスの充実」で59.8%であった。

Qもし熊本で社会人として生活していくとしたら、充実させてほしいもの※最大5つ選択

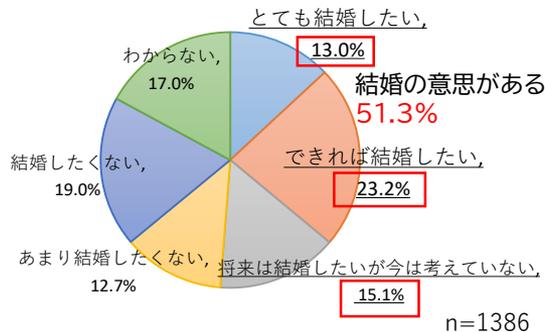


Q将来、子育てをするとしたら、子育て支援で必要なもの※最大7つ選択

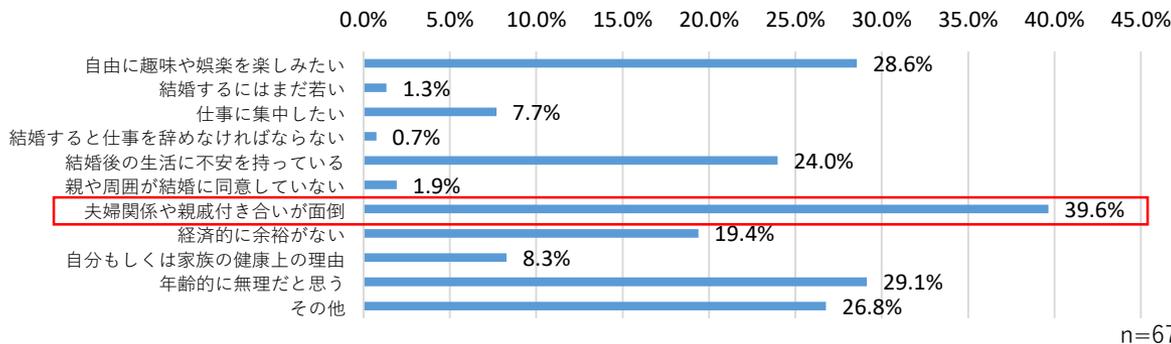


1 結婚観

Q(未婚の方に)あなたは、結婚したいですか。



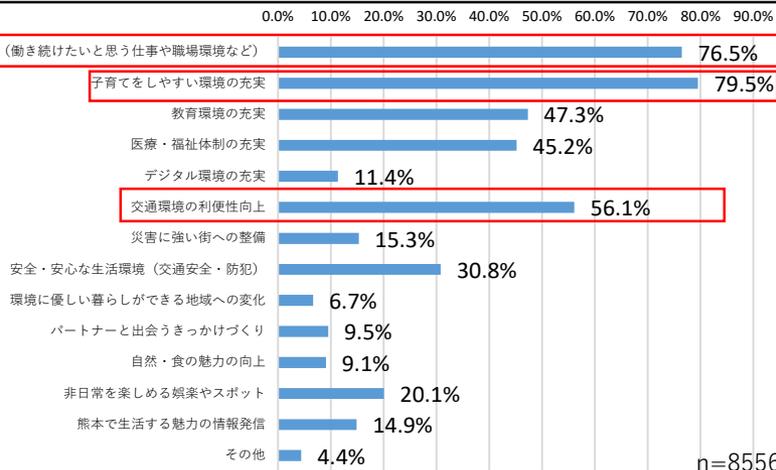
Q結婚したくない理由



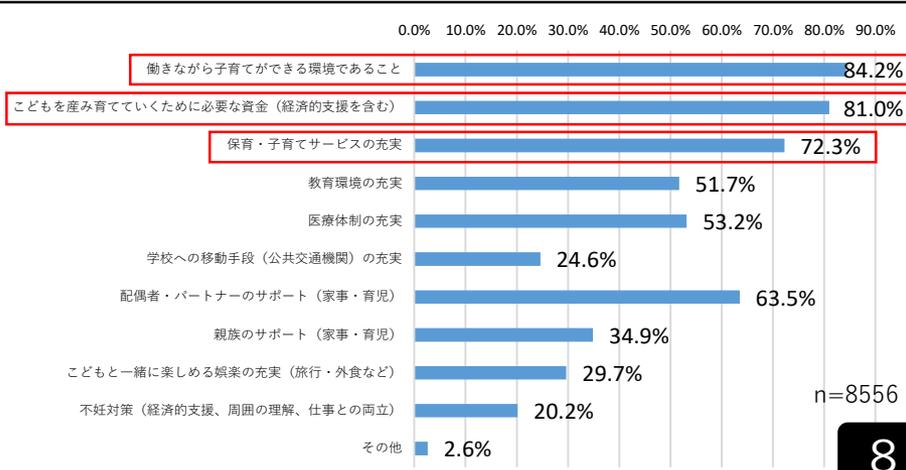
2 子育て観

- 若年層が熊本に定着するために充実させるべきものについて複数回答で尋ねたところ、最も多かったのは「子育てしやすい環境の充実」で79.5%、次いで「企業の魅力向上(働き続けたいと思う仕事や職場環境など)」で76.5%、「交通環境の利便性向上」の回答も比較的多く56.1%であった。
- 子育て支援で必要なものを尋ねたところ「働きながら子育てができる環境であること」が84.2%と最も多く、次いで「こどもを産み育ていくために必要な資金(経済的支援を含む)」が81.0%、「保育・子育てサービスの充実」で72.3%であった。

Q若年層が熊本に定着するために充実させるべきもの※最大5つ選択可



Qあなたにとって、子育て支援で必要なもの※最大7つ選択可



こども・若者とのグループインタビュー

1 趣旨

- 熊本県の令和4年の出生数は11,875人と、20年前と比較して約30パーセントも減少する中、この状況を打破するために、こどもや若者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取り組みを実施する「こどもまんなか熊本」の実現が必要。
- その第一歩として、こどもや若者の皆様の声をお聞かせいただき、今後の施策の検討や「熊本県こども計画」に反映していくためのグループインタビューを開催する。

2 会場

- 熊本日日新聞社本館（熊本市中央区世安1-5-1）

3 日時等

- 第1回 1月14日（日） 13:30～15:30 対象：10歳～12歳前後
- 第2回 1月28日（日） 13:30～15:30 対象：14歳～17歳前後
- 第3回 2月4日（日） 10:30～12:30 対象：20歳前後
- 第4回 2月4日（日） 13:30～15:30 対象：乳幼児を子育て中の方

4 定員

- 各回6名程度

5 主催

- 熊本県子ども未来課

6 運営

- 熊本日日新聞社

こどもまんなか

教えて！聞かせて！「熊本暮らし 理想の未来」

グループインタビュー参加者募集

こどもが生きやすい・生活しやすい理想の熊本とは？

熊本県は、こどもや若者にとって育が一番よいところを考え、こどもや若者の意見をききながら様々な取り組みを進めていくことをしています。

そこで、皆さんの自由な意見をいただき、こどもが生きやすい・生活しやすい理想の熊本づくりにつなげていきたいと思っておりますので、ぜひ、ご参加ください。

【開催概要】

【会 場】 熊本日日新聞社本館2階ホール（バリアフリー対応）
熊本市中央区世安1-5-1

【開催日時/対象】

- 第1回：1月14日（日）13:30～15:30
対象：10歳～12歳前後 ※職員引率可
- 第2回：1月28日（日）13:30～15:30
対象：14歳～17歳前後
- 第3回：2月4日（日）10:30～12:30
対象：20歳前後
- 第4回：2月4日（日）13:30～15:30
対象：乳幼児を子育て中の方
（キッズスペースもあります）

熊本県オリジナル
くまモングッズ
プレゼント!

【参加費】 無料 【定 員】 各回6名程度

【申込方法】 ウェブ申込フォームよりお申し込みください ※申込締切 各開催日の一週間前
<https://zfmz.jp/CJ/HcklEnaU274YpMxF>
※電話番号による申し込みがあった場合、申し込みなどをご記入ください。

【主催】 熊本県子ども未来課

【運営】 熊本日日新聞社

【問合せ先】 熊本日日新聞社 ☎096-361-3356（担当/部内 ☎090-2003-2404） 平日 9:30～17:30

令和5年度（2023年度）「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・若者に関する県民アンケート結果分析等掲載 子どもの意見及び将来事業

ウェブ申込フォーム

こども・若者とのグループインタビューにおける主な意見（抜粋）

1 小学生

- 両親の仕事が忙しくなった。おやつは用意してくれているが、ひとりの時間が寂しいから、テレビを見て寂しい気持ちを紛らわせている。
- 多くの本を読むために図書館で読みたいが、大きな図書館に行かないと読みたい本がない。各地域に図書館があるといい。
- タブレットの使い方が地域や学校、担任の先生で違いがあるので統一してほしい。病気やいろんな事情で学校に行けない人もいるので、タブレットの活用で授業の遅れや不平等をなくしてほしい。
- 通学にバスを利用しているが、20分に1本しかない。もっと本数を増やしてほしい。本数が少なくて困ることがある。
- こどもも大人も楽しめる施設を増やしてほしい。例えば、こどもが遊んでいる間に、親もカフェに行ったりできるような施設があるとよい。
- こどもたちが安心して使える施設を増やしてほしい。例えば体育館は、熊本市に住んでる人はレンタルできるけど、それ以外の地域住人にはレンタルしてくれない。熊本県在住者には全員レンタルできるようにしてほしい。

2 中学生・高校生

- 学校の授業を生徒主導でしてみるのもいい。担任の先生が行うと代わり映えがしないが、同じことを生徒が先生としてやった時に大変盛り上がった。
- こどもがいたらお金もかかるし、自分の時間がなくなるという不安もある。
- 物価高などで（将来的に）子育てが難しいと感じる。今の状態よりも世の中が悪くなっていたら、どう生活すればいいのか不安。
- 時刻表や路線、バス停の場所などがわからない。もっとわかりやすいといい。本数を増やして、運賃も安くしてほしい。
- 部活でえがお健康スタジアムやグランメッセによく行くが、本当に本数がない。ライブなどがある時は、バスが混んでいて乗れない。

3 大学生

- バリバリ働きたいが、出産するとキャリアが止まるかもしれないという不安があり、結婚に不安もある。
- 自分の人生が、こども中心で回っていくのが不安。
- 不登校児の人との交流は、学校以外だと限られている。塾も学校に通っている子たちが来ているからついていけないので教育支援があるとありがたい。
- 育児を主体的に行いたい、社会制度として休暇がとりにくいと思っている。
- 渋滞がひどい。バスも時間通りに来ない。（公共交通機関を含む）交通の問題は、結果的に（熊本のまちづくり）すべてに影響すると思う。

4 乳幼児等の子育て世帯

- 職場はこどもの病気で休ませてくれるが、自分の仕事が大変になるので休みにくい。
- 周囲の男性が育児に積極的になりつつあるのに、夫は自由が効かない職場なので、残念に思う。もっと二人で協働したい。
- 仕事を誰かが休んだ分、他の人の負担になり、仕事自体はなくならないので、結局誰かがやらないといけなくなる。
- 母体の健診がない。産婦人科、行政で母親健診を行ってほしい。
- 小学生まで健診してくれるとありがたい。校区に小児科を作ってほしい。小児科を増やさないと子育てしにくい。
- 実家のような、かゆいところに手が届くサービスがもう少しあるといい。
- こどもの遊び場問題について、公園に駐車場がない。年齢の応じた遊具や遊具の周りにベンチの配置が少ないなどが課題。
- 未就学児が遊べて、親も楽しい場所があるとよい。

知事定例記者会見での発表概要（R6.5月10日）

【知事コメント概要】

こどもまんなかサポーターの就任宣言ということで、私は「安心して結婚・出産・子育てができて、子ども・若者がキラキラするこどもまんなか熊本」を実現したいと思います。

ともかく子育て政策のために、多くの子育て世代の県民や県の職員など、当事者から意見をしっかり聞いていく場をこども未来創造会議などで作っていき、かつ個別の企業や団体、市町村とも意見をくみ交わして安心して働ける職場環境づくりをやっていきたいと思っています。

また、「『こどもまんなか熊本』推進本部」を今月末に立ち上げ、しっかりと県として推進して参ります。

こどもまんなか応援サポーター 就任宣言

熊本県知事 木村 敬

安心して結婚・出産・子育てでき、
こども・若者がキラキラ輝く
「こどもまんなか熊本」を実現します

【具体的アクション】

- ◆こども未来創造会議で、子育て世代など当事者・関係者から直接意見を聴取
- ◆企業・団体との対話を重ね、安心して働ける職場環境づくりの実現を訴えかける
- ◆「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、部局横断的な政策推進組織を構築



こどもまんなか応援サポーター就任宣言の様子

今後の進め方（案）

令和6年(2024年)5月29日
健康福祉部



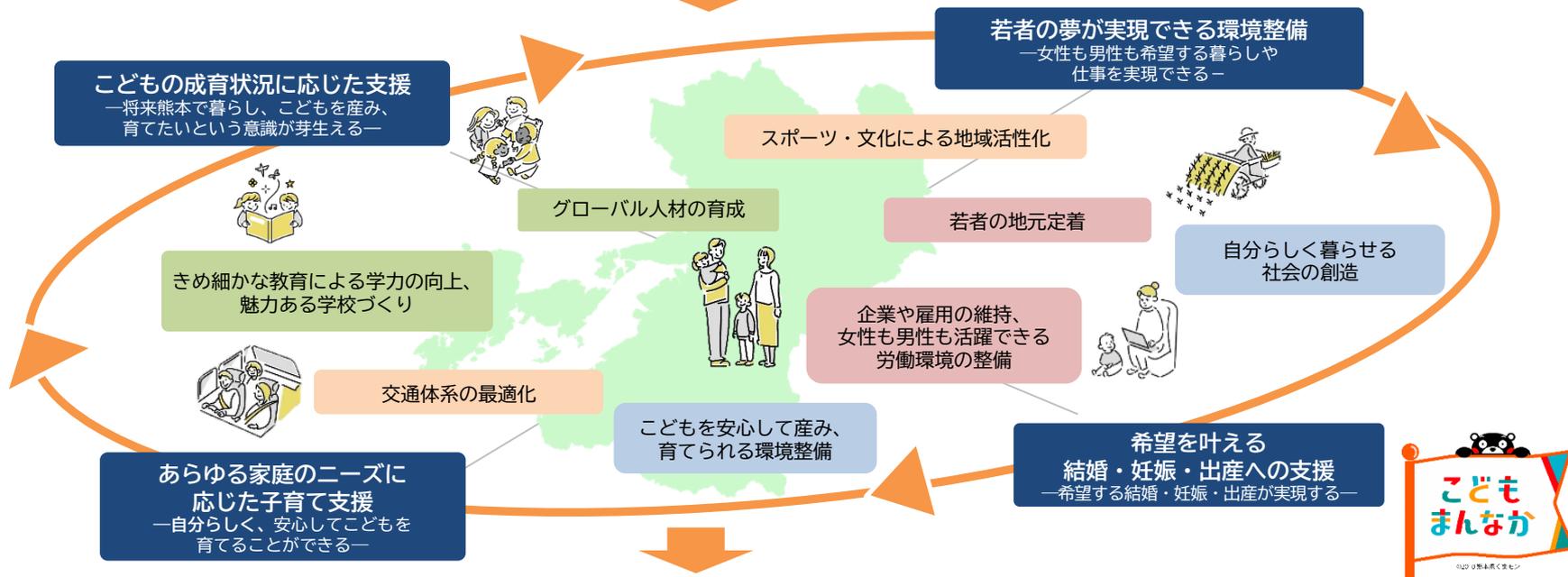
「こどもまんなか熊本」の考え方

- 「こどもまんなか熊本」は、それぞれの希望に応じて安心して結婚・出産・子育てでき、こども・若者がキラキラ輝く熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取り組みを実施する熊本である。



- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことや、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。

こども・若者、子育て当事者の視点（＝こどもまんなかの視点）に立って、
基本方針・総合戦略の重要な施策として位置付けた上で、連携しながら熊本県の施策を再構築



結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

「こどもまんなか熊本」の実現により、
こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(1)

- こども・若者、子育て世代など当事者・関係者との直接対話を重ねる場として①「こども未来創造会議」を行う。
- その会議での意見や国のこども大綱の内容などを勘案して、②子ども・子育て会議で「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議いただく。
- この計画の策定や子ども・子育て政策の推進にあたっては、県庁内の様々な部署が一体となって連携を図る必要があるため、県庁内の横断的な政策推進組織として③「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げる。
- 県庁内の子育て世代を中心にした④「こどもまんなか応援団」で率直な意見を述べてもらい、計画策定や政策に反映する。

	①こども未来創造会議	②熊本県子ども・子育て会議	③「こどもまんなか熊本」推進本部	④こどもまんなか応援団
根拠	こども基本法第11条	熊本県子ども・子育て会議条例	「こどもまんなか熊本」推進本部設置要項	—
構成員等	【意見聴取先】 こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者	子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	(推進本部) 本部長：知事、副本部長：副知事 本部員：部局長級 (幹事会) 代表幹事：子ども未来課課長 幹事：筆頭課長等	20～30歳代の若手職員 (子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べるができる方)
所掌・目的	こども・子育て施策について意見聴取	子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務に関する事。 ※ 子ども・子育て支援法第72条第4項第2号：当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	(1)「こどもまんなか熊本」に係る施策の推進(新規・拡充を含む)に関する事。 (2)「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関する事。 (3)「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関する事。 (4)その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関する事。	結婚や子育て、庁内の働き方について、当事者目線での率直な意見を述べる事。
(参考)参考にした国の会議体等	こども若者★いけんぱらす等	こども家庭審議会(基本政策部会)	こども政策推進会議 こども未来戦略会議	
備考	座談会型と出向く型の2種類を随時開催。	こども基本法第13条第3項の協議会に当たる。	計画については②子ども・子育て会議に意見照会し、最終的に決定。	

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(2)

計画の策定・施策の検討

意見の聴取

庁外

②熊本県子ども・子育て会議

「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議

目的

子ども・子育て施策の推進に関する調査審議等

メンバー

子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

①こども未来創造会議



目的

こども・子育て施策について意見聴取

意見聴取先

こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者

計画に関する
意見照会



計画に関する
意見

計画に関する
意見等

施策に関する
意見等

庁内

③「こどもまんなか熊本」推進本部

新設 推進本部 ※部長級

PT 移行 幹事会 ※課長級

目的

施策の推進（新規・拡充を含む）、「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定、情報共有及び関係部局の連携等

メンバー

推進本部は部長級、幹事会はPTの構成員を中心に移行

④こどもまんなか応援団

ミッション

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、庁内の働き方について率直な意見を述べる。



各部局等の若手職員

- ・部局をまたいだ自由な意見・アイデア提出
- ・各部局等内における新規事業の検討、既存事業のブラッシュアップなど

施策や職場環境に
関する意見等

こども未来創造会議（こども・若者等の意見聴取）について

1 対象

- こども・若者
- 子育て世代
- 保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者

2 目的

- こども・子育て施策について意見聴取

※設置根拠：こども基本法第11条

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 方式

① 座談会型

- 対象：こども・若者、子育て世代等
- 時期：こども計画の中間取りまとめ後
※ 必要に応じてオンラインも活用

② 出向く型

- 対象：保育園、放課後児童クラブ、よかボス企業、児童養護施設、障害児施設等を想定
- 時期：随時

※ ①、②の参加者に追加でアンケート等を実施することもありうる

運営事務局

- 座談会型は、ファシリテーターによる発言しやすい場づくり、わかりやすい資料を使った事前の情報提供を行う。
- 聴いた意見の活用の結果を意見聴取先にフィードバックを行う。

意見聴取

政策への反映

県庁内の推進本部や応援団、熊本県子ども・子育て会議に共有しながら政策に反映

熊本県子ども・子育て会議について

1 概要

- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者18名で構成。

【委員（18名）※下記3参照】

- ・子どもの保護者(2名)、市町村長(2名)、事業主を代表する者(1名)、労働者を代表する者(1名)、学識経験者等(12名)

【任期】

- ・R6.1.21～R8.1.20

2 根拠条例

- 熊本県・子ども子育て会議条例

第2条 子ども・子育て会議は、法(子ども・子育て支援法)第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務を処理する。

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(参考)子ども・子育て支援法(抜粋)

第72条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(参考)認定こども園法(抜粋)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

3 熊本県子ども・子育て会議の構成員

氏名	所属・職名
竹熊 良太	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会 理事
橋本 昭	熊本県PTA連合会 理事
佐藤 義興	熊本県市長会 会長(阿蘇市長)
上田 泰弘	熊本県町村会(美里町長)
岩永 秀則	熊本県経営者協会 専務理事
徳富 幸平	日本労働組合総連合会熊本県連合会 副事務局長
岡田 朱紀	熊本県私立幼稚園連合会 理事
藤山 小百合	熊本県保育協会 副理事長
真島 一人	熊本子どもと保育の明日を語る会 副会長
中川 悦子	熊本県学童保育連絡協議会 副会長

氏名	所属・職名
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会 会長
富永 喜代子	熊本県小中学校校長会(益城町立益城中央小学校校長)
金柿 佳奈子	市町村保健師協議会 役員(書記)
八幡 彩子	学識経験者(熊本大学院教育学研究科教授) ※会長
香崎 智郁代	学識経験者(九州ルーテル学院大学保育・幼児教育専攻准教授) ※職務代理者
尾道 幸子	元くまもと江津湖療育医療センター 地域療育部長
柴田 恒美	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会・協力アドバイザー
堀 正嗣	熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科教授

「こどもまんなか熊本」推進本部・幹事会について

1 所掌事務

- (1) 「こどもまんなか熊本」に係る施策（新規・拡充を含む）の推進に関すること。
- (2) 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関すること。
- (3) 「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関すること。
- (4) その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関すること。

2 構成員

推進本部

【本部長】
知事

【副本部】
副知事

知事公室長
総務部長
企画振興部長
理事（デジタル戦略担当）
健康福祉部長
環境生活部長

商工労働部長
観光戦略部長
農林水産部長
土木部長
教育長
警察本部長



幹事会

秘書グループ課長
人事課長
私学振興課長
市町村課長
企画課長
地域振興課長
交通政策課長
デジタル戦略推進課長
健康福祉政策課長
子ども未来課長
子ども家庭福祉課長
障がい者支援課長
医療政策課長
健康づくり推進課長
環境政策課長
くらしの安全推進課長
男女参画・協働推進課長
人権同和政策課長

商工政策課長
労働雇用創生課長
観光国際政策課長
農林水産政策課長
監理課長
道路保全課長
住宅課長
教育政策課長
高校教育課長
特別支援教育課長
義務教育課長
社会教育課長
警察本部総務課長

※R5年度PTの構成員を中心に
幹事へ移行

「こどもまんなか応援団」の概要

- 全庁的に連携して「こどもまんなか熊本」を実現していくにあたって、その方針や施策等の検討にあたっては、若者・子育て中の方の当事者目線での意見が重要である。
- 前年度に引き続き若手職員を「こどもまんなか応援団員」として選定し、人員を拡充した上で、結婚や子育て、庁内の働き方について、若者の当事者目線での意見を聴き、施策等に反映できる仕組みを構築する。

こどもまんなか応援団員について

【対象】

20～30歳代の若手職員（子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べることができる方）

【人数】

各部局等ごとに4名（男女とも2名）以上 R6年度は、広域本部からも応援団を募集し、80名に拡充（R5年度は56名）

【募集方法】

各部局等からの推薦

【役割】

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、庁内の働き方について率直な意見を述べる。



令和5年度 第1回「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム会議において撮影した
蒲島元知事と応援団の集合写真（2023年6月7日撮影）

「こどもまんなか熊本・実現計画」 推進施策について

あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こども・若者、子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な施策を実施する「こどもまんなか熊本」を全庁を挙げて取り組む

関係する健康福祉部の主な事業分野

出会い・結婚	妊娠・出産	乳幼児	小学生	中学生・高校生	社会人
<ul style="list-style-type: none"> ・まちのよかボスによる出会いの創出 ・結婚時の住居費や転居費用助成 ・結婚に関する情報提供・応援支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊相談、治療費助成 ・早産予防対策 ・母子感染対策 ・周産期医療の対応 ・母子の口腔ケア ・出産子育て応援事業 ・ひとり親家庭の支援 ・困難な問題を抱える女性の支援 ・妊産婦等生活援助事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の無償化 ・産後ケア・乳幼児健診 ・未熟児、障がい児等の医療費助成 ・新生児の各種スクリーニング検査 ・小児慢性特定疾病対策 ・保育所等整備・保育士の確保対策 ・幼児教育、保育の無償化 ・多子世帯支援 ・病児、病後児保育 ・医療的ケア、発達障がい児の支援 ・乳幼児訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童対策 ・不登校、ひきこもり等支援 ・ファミリーサポート事業 ・ヤングケアラー支援 など ・児童養護施設、里親等支援 ・児童相談所、児童家庭センターによる相談等支援 ・こどもの権利擁護 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健教育 ・ライフデザイン講座 ・自立(就職)支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・よかボスの推進(働きやすい環境づくり) など

関係する各部局の主な事業分野 ※R6.5.16「こどもまんなか実行計画2024」の策定に向けて(こども家庭庁)等を基に記載

総務 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の働きやすい環境づくり ・育休取得の推進 ・私立学校への運営支援 ・生徒・保護者の経済的負担軽減 ・グローバル人材の育成 など 	企画振興 <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住の推進 ・文化芸術活動の支援 ・地域公共交通の維持 など 	デジタル <ul style="list-style-type: none"> ・こども施策に関するデジタル化の推進 	
環境生活 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進 ・人権教育の推進 など 	商工労働 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の働きやすい環境づくり(ブライツ企業の推進) ・企業の育休取得促進 ・地元雇用の創出 ・就労、起業支援 など 	観光戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによるこどもの夢づくり、若者の海外体験の促進 など 	農林水産 <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験 ・担い手の育成、確保 など
教育 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学びや体験機会の提供 ・県立学校の就学負担軽減 ・障がいを持つ児童・生徒の支援(特別支援学校含む) ・いじめや不登校児童・生徒への支援 ・放課後の子どもの居場所づくりへの支援 など 	土木 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への子育て世帯の優先入居 ・通学道路の安全確保 ・公園における安全確保 ・渋滞対策 など 		
警察 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進 ・防犯、非行の防止 など 	知事公室 <ul style="list-style-type: none"> ・広報を通じた機運醸成 ・災害時に備えたこども、子育て世帯への対応 など 		

全庁を挙げたこどもまんなか施策の推進

「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

「こどもまんなか熊本・実現計画」(熊本県こども計画)の策定に向けて

こども大綱 【こども基本法第9条第3項】

少子化社会対策大綱
【少子化社会対策基本法第7条】

子ども・若者育成支援推進大綱
【子ども・若者育成支援推進法第8条】

子どもの貧困対策に関する大綱
【子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条】

都道府県行動計画(行動計画策定指針)
【次世代育成支援対策推進法第9条】
※母子保健計画(一部を除く)を含む

都道府県計画
【子ども・子育て支援法第62条】

子ども・子育てプラン

熊本県こども計画 【こども基本法第10条第1項及び第4項】

こども大綱 **勘案**

少子化社会対策大綱
【少子化社会対策基本法第7条】

子ども・若者育成支援推進大綱
【子ども・若者育成支援推進法第9条】

子どもの貧困対策に関する大綱
【子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条】

都道府県行動計画(行動計画策定指針)
【次世代育成支援対策推進法第9条】

都道府県計画
【子ども・子育て支援法第62条】

市町村
こども計画
【こども基本法第10条第2項及び第5項】

「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定の進め方について

- こども基本法において、以下が規定されている。
 - ・都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
 - ・当該計画は、これまで別々に作成・推進されてきた都道府県子ども・若者計画、子供の貧困対策に関する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する子ども施策関係計画と一体のものとして作成することができる。
 - ・地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- ※「こども施策」とは、こどもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策のみならず、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関する施策、例えば、若者に係る施策や教育施策・雇用施策・医療施策・福祉施策など幅広い施策が含まれる。
- これを踏まえ、「こどもまんなか熊本・実現計画」（熊本県こども計画）の策定に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、こどもの居場所づくり等をはじめとするこどもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、子育て支援、こども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進める必要がある。
- このため、熊本県子ども・子育て会議条例に基づき県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議することとされている、熊本県子ども・子育て会議に対し、「こどもまんなか熊本」推進本部から、「こどもまんなか熊本・実現計画」について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、こども大綱を勘案しつつ、こども未来創造会議で聴取した意見等を踏まえた上で、こどもや若者、子育て当事者の視点に立って、具体的な議論を進めることとする。
- なお、「こどもまんなか熊本・実現計画」の構成は、今後5年程度を見据えた熊本県におけるこども施策の基本的な方針等を定める「基本方針編」（仮称）とこれに基づき具体的に取り組む施策を中心にもとめる「具体施策編」（仮称）の二部構成とし、「具体施策編」（仮称）は毎年改定する。

(参考資料)
国の動きに関する補足資料

令和6年(2024年)5月29日
健康福祉部



目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

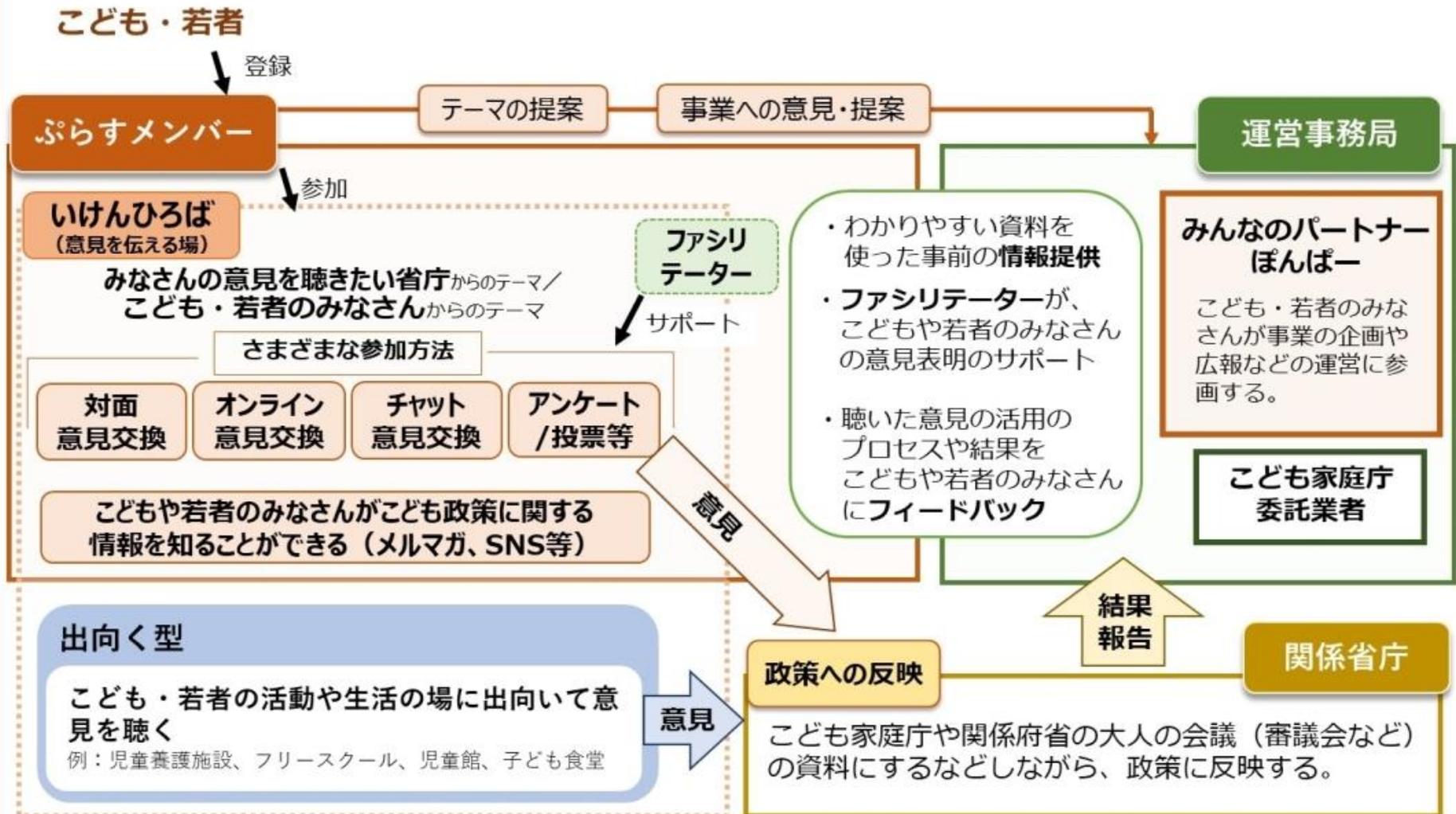
- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)

仕組み(イメージ)



こども政策推進会議、こども家庭審議会、こども未来戦略会議の位置付けについて

	こども政策推進会議	こども家庭審議会	こども未来戦略会議
根拠	こども基本法（第17条）	こども家庭庁設置法（第7条）	全社本部決定
構成員	会長：総理 会長代理：こども家庭庁担当大臣 委員：閣僚のうち、総理が指定する者（全ての閣僚） （基本法第18条第2項及び第3項）	委員（優れた識見を有する者のうちから、総理が任命する者） （設置法第7条及び審議会令第2条）	議長：総理 副議長：全社大臣 こども家庭庁担当大臣 構成員：関係閣僚、有識者、経済界・労働界、地方3団体
所掌	1. こども大綱の案の作成 2. こども施策に関する重要事項の審議、こども施策の実施の推進 3. 関係行政機関相互の調整 （基本法第17条）	1. 総理、関係各大臣、長官の諮問に応じて、基本的な政策に関する重要事項の調査審議 2. 上記重要事項に関し、（自ら調査審議し）、総理、関係各大臣、長官に意見陳述 3. その他重要事項の調査審議等 （設置法第7条）	小倉大臣の「加速化プラン」を踏まえ、こども・子育て政策の抜本強化や、将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠について議論。
庶務	こども家庭庁	こども家庭庁	内閣官房全社事務局

- ・「こども基本法」に基づき、「こども大綱」（こども関連既存3大綱を一元化。5年に一度策定。）の案を作成することとされている「こども政策推進会議」を開催し、大綱の素案を「こども家庭審議会」で作ることを決定。
- ・「こども未来戦略会議」では、「加速化プラン」を踏まえ、必要な政策強化の内容、予算、財源について更に具体的な検討を深め、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠について議論。

子どもまんなか実行計画2024の策定に向けて(令和6年5月子ども家庭審議会)

子ども大綱との関係

子ども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

根拠:子ども基本法
内容:子ども施策の基本的な方針や重要事項等を記載。
数値目標及び子ども・若者等の状況を把握するための指標を設定。
対象期間:おおむね5年後を目途に見直し
決定形式:閣議決定

具体化

子どもまんなか実行計画2024

根拠:子ども大綱
内容:子ども大綱の下で令和6年度に具体的に
取り組む施策を中心にまとめた施策集。
「加速化プラン」等で方向性が示されて
いる施策も記載。
施策の進捗把握のための指標を設定。
対象期間:毎年、改定
決定形式:子ども政策推進会議決定

実行計画本文

<イメージ>

- 子ども大綱に関する重要事項
- ライフステージを通じた重要事項
- 子ども・若者や障害が種別の子体であることの社会全体での共有

子ども大綱本文

令和6年度に具体的に
取り組む
施策を中心に記載

基本法に関する動向(中さいい)も子ども大綱のホームページに公表することで、子ども基本法のこ
この種別の子体について広く発信する。また、子ども基本法を踏襲する目的のウェブ動画を制作し、学
校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、子ども発達センターにおいて、こども
養育者等による出席率の向上を図る。また、学校や家庭での学習を支援し、子ども基本法の
理念や内容について、小・中・高等学校の子ども教員に分かりやすく伝える教育コンテンツを文科科学
省等に連携しながら、作成・発信する。【子ども大綱】

保護者や養育者、自治体職員や児童や若年層等に届けることにより、子ども大綱の理念や内容が子育て
者等の意識に届くことには、児童館や青少年センター等でもできること。種別の子体であること
関係者等に連携しながら、発信などを通じて、子ども大綱や子ども大綱の理念や内容、こ
ども・若者が種別の子体であることについて周知を図っていく。【子ども大綱】

子ども大綱の策定から、子ども大綱の理念や内容を踏襲し、子ども基本法の「フレック
スな地方公共団体でのコンボイ型イベント等」を実施したり、子ども基本法に関する動画もこ
ども大綱のホームページに公開したりすることで、広く発信する。【子ども大綱】

子ども基本法第15条及び関係法令等を踏まえて、種別の子体に関する、子ども大綱の理念や
内容についての認知調査と関係者の意見や施策の進捗のための調査を実施する。民間団体等と連
携し、関係者の意見や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね5年後を目途に、令和6年度
と同様の認知調査を実施するなどして定期的な認知調査を実施する。【子ども大綱】

学校教育における人権教育の推進
人権教育の推進は、児童や若年層等に届けることにより、子ども大綱の理念や内容が子育て
者等の意識に届くことには、児童館や青少年センター等でもできること。種別の子体であること
関係者等に連携しながら、発信などを通じて、子ども大綱や子ども大綱の理念や内容、こ
ども・若者が種別の子体であることについて周知を図っていく。【子ども大綱】

別紙1(工程表)

- 加速化プランの施策を含め、新規・拡充施策などの重要施策を中心に、工程を記載。

別紙2(指標)

- 本文に記載した、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標を整理。

- (例)
- 日本人学生等の海外留学生数
 - 子どもの学習・生活支援事業実施地方公共団体数
 - スクールカウンセラーが相談を受けた児童生徒等の人数
 - 意見聴取の実施数(子ども若者★いけんぷらすのいけんひろばの実施回数)(累計)